



保 発 1 2 1 0 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

都 道 府 県 知 事  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長  
（ 公 印 省 略 ）

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の  
要件の特例における研修修了証の写しの提出について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）別添 1 別紙及び別添 2 のそれぞれの第 1 章 5 の規定により「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 2 号）の別紙 1 「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱いについて」により取り扱っているところである。

平成 30 年度においては、柔道整復師の施術に係る療養費の制度の円滑な施行の観点から、「柔道整復師の施術に係る療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）及び「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）により、一定の条件に合致する者について、受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例を設けているところである。

当該施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出については、平成 30 年度の受療委任を取扱う施術管理者に係る研修の実施状況を踏まえ、下記により取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏なきようご配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）について
  - (1) 別紙「柔道整復療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の 4 (2) 中「1 年以内」とあるのは「平成 31 年 9 月 30 日まで」と、10 中「1 年以内」とあるのは「平成 31 年 9 月 30 日まで」と、別紙様式 2 の「確約書（特

例対象者)」中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と読み替えるものとする。

- (2) 受療委任を取扱う施術管理者の届出又は申出に添付された別紙様式2の「確約書(特例対象者)」について、(1)による読み替えた確約書は、改めて提出を要しないこと。

2 「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)について

- (1) 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに受療委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った者に係る別紙「平成30年度における柔道整復療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」の8(2)中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と、10中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と、別紙様式1の「確約書(平成30年度における施術管理者研修特例対象者)」中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と読み替えるものとする。

- (2) 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに受療委任を取扱う施術管理者の届出又は申出に添付された別紙様式1の「確約書(平成30年度における施術管理者研修特例対象者)」について、(1)による読み替えた確約書は、改めて提出を要しないこと。